

乗合タクシーの運賃について

(1) 大人(中学生以上) 300円

(2) 小人(小学生以下) 150円

(ただし、同伴者(小学生以上)1人につき、小学生未満の幼児1人を無料とする。

また、1歳未満の乳児は無料とする。)

(3) 堺市おでかけ応援利用者証条例に基づくおでかけ応援利用者証(おでかけ応援カード)の交付を受けている者 100円

(4) 次のいずれかに該当する者並びにその介護人及び付添人の者のうち必要と認められた者については、大人150円、小人80円とする。

①身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条第4項の規定に基づく身体障害者手帳の交付を受けている者

②都道府県知事(政令指定都市にあっては市長)の発行する知的障害者の療育手帳の交付を受けている者

③児童福祉法(昭和22年法律第164号)第12条の4及び第41条から第44条までに規定する諸施設により養護等を受けている者であって、保護施設の長が発行する所定の運賃割引証を提出した者

④精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)第45条の規定に基づく精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者

※重度障害者福祉タクシー利用料金助成は適用しない。